

広青苑通所介護事業所 利用料金表

1. 介護給付サービスによる料金

サービスの利用料金は、ご利用者の要支援・要介護度によって異なります。
下記の表により、要支援・要介護度に応じた自己負担額をお支払いください。

表1 （1日あたりの金額：単位円）

要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	581	686	792	897	1,003

（注）ただし、五城目町外から利用した場合には、上記の100分の5の金額を加算してお支払いいただきます。

表2 （1か月あたりの金額：単位円）

要支援区分	総合事業（要支援1）	要支援2
自己負担額	1,672	3,428

2. サービス提供体制強化加算

サービスを提供する介護員のうち「介護福祉士」を40%以上配置し、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

表3 （1日あたりの金額：単位円）

要介護度区分	要介護1～5
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18

表4 （1か月あたりの金額：単位円）

要支援区分	総合事業（要支援）	要支援
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	72	144

3. その他の介護給付サービスの加算（該当する場合はお支払いください。）

（1）入浴介助加算

要介護状態の方で、入浴介助を受けた場合には、1日あたり40円を加算してお支払いいただきます。

(2) 若年性認知症利用者受入加算

要介護状態の若年性認知症の方が利用した場合には、1日あたり60円を加算してお支払いいただきます。

表5

(1日あたりの金額：単位円)

入浴介助加算 (I)	40
若年性認知症利用者受入加算	60

4. その他の介護予防給付サービスの加算

(1) 生活機能向上グループ活動加算 (該当する場合はお支払いください。)

要支援の方は、生活機能向上グループ加算をお支払いください。

(2) 若年性認知症利用者受入加算

要支援状態の若年性認知症の方が利用した場合には、1か月あたり240円を加算してお支払いいただきます。

表6

(1か月あたりの金額：単位円)

生活機能向上グループ加算	100
若年性認知症利用者受入加算	240

5. 介護職員処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～4 (表1～6) の該当する料金と加算の1か月の合計額に1,000分の59を乗じた金額を、更に加算してお支払ください。

表7

(1か月あたりの金額：単位円)

介護職員処遇改善加算 (I)イ	上記1～4の該当する料金と加算の 合計額×59/1,000に相当する額
-----------------	--

6. 介護職員等特定処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～4（表1～6）の該当する料金と加算の1か月の合計額に1,000分の10を乗じた金額を、更に加算してお支払ください。

表8

(1か月あたりの金額：単位円)

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	上記1～4の該当する料金と加算の 合計額×10／1,000に相当する額
------------------	--

7. 介護給付の対象とならないサービスの料金

食費

食事の提供に要する費用（食材料費・調理費相当分）をお支払ください。

表9

(1日あたりの金額：単位円)

食費	550
----	-----

以上
令和3年4月1日より